

都 市 戦 略 整 備 委 員 会 記 録 (No. 18)

1 日 時 令和7年12月10日(水)
午前10時00分 開会
午前10時57分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員(9人)

委 員 長	森 結実子	副 委 員 長	中 島 隆 治
委 員	佐 藤 栄 作	委 員	田 仲 常 郎
委 員	片 山 尹	委 員	成 重 正 丈
委 員	山 崎 英 樹	委 員	山 内 涼 成
委 員	井 上 純 子		

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

技術監理局長	尊 田 利 文	技 術 部 長	井 上 和 広
都市戦略局長	小 野 勝 也	総務政策部長	大 迫 道 広
都市再生推進部長	正 野 睦 朗	緑 政 課 長	上 田 治 史
都市整備局長	持 山 泰 生	総務用地部長	井 上 尚 子
道 路 部 長	北 島 徳 隆	河川公園部長	竹 島 久 美
河川整備課長	若 本 晃 一	交 通 局 長	白 石 基
交通局次長	河 端 隆 一		外 関 係 職 員

6 事務局職員

委 員 係 長	伊 藤 大 志	議 事 係 長	佐々木 雄一郎
---------	---------	---------	---------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	審査日程について	10日は議案の審査、11日は議案の採決、請願・陳情の審査及び所管事務の調査を行うことを決定した。
2	議案第153号 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	議案の審査を行った。
3	議案第154号 北九州市平尾台自然の郷条例の一部改正について	
4	議案第156号 北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部改正について	
5	議案第162号 若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（6－2）請負契約の一部変更について	
6	議案第163号 若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（7－1）請負契約締結について	
7	議案第167号 市道路線の認定及び廃止について	
8	議案第185号 令和7年度北九州市一般会計補正予算（第4号）のうち所管分	
9	議案第188号 令和7年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算（第1号）	
10	議案第189号 令和7年度北九州市土地取得特別会計補正予算（第1号）	
11	議案第191号 令和7年度北九州市交通事業会計補正予算（第1号）	

8 会議の経過

○委員長（森結実子君）開会します。

本委員会に付託された議案は、お手元配付の一覧表のとおり10件であります。

審査日程については、本日は議案の審査を行い、明日は議案の採決、請願・陳情の審査及び所管事務の調査を行います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいまから議案の審査を行います。

議案第153号、154号、156号、162号、163号、167号、185号のうち所管分、188号、189号及び191号の以上10件を一括して議題とします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭にお願いいたします。なお、議案の説明は着席のままで受けます。

それでは、説明を求めます。技術部長。

○技術部長 本日御審議いただきます技術監理局所管議案は、工事請負契約の一部変更議案1件、工事請負契約の締結議案1件の計2件でございます。これらの議案は、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、議会の議決に付さなければならない工事の請負契約に関するものでございます。

議案書では234ページから236ページまででございますが、タブレット配付資料、令和7年12月議会提出議案概要により説明させていただきます。

資料の1ページをお願いします。

議案第162号、若戸大橋吊橋部橋梁補修工事6-2請負契約の一部変更についてでございます。

この工事は、若松区と戸畑区を結ぶ洞海湾に架設された若戸大橋の長寿命化を目的に、令和元年度から進めております長寿命化事業の一環として行うもので、令和7年2月議会で当初契約の御承認をいただいたものでございます。変更内容は、令和7年3月12日から令和8年3月13日までの工期を令和8年7月31日までに変更するものでございます。

変更理由は、工事着手後に、橋りょうの橋桁に添架されております通信管路や支持金具などの占用物件につきまして、占用者が腐食の進行を確認したため、通信設備に及ぼす影響や第三者被害防止の観点から、早急に占用者による部品交換や支持金具などの補修工事等が必要になったことによるものでございます。同一の足場内におきまして占用者との作業が混在することで同時作業が困難な場合となる期間の増加に対応するため、工期を140日間延長するものでございます。

次に、資料の2ページをお願いいたします。

議案第163号、若戸大橋吊橋部橋梁補修工事7-1請負契約の締結についてでございます。

先ほど説明しました若戸大橋吊橋部橋梁補修工事6-2に続き、若戸大橋つり橋部の中央径間の鋼床版を含む橋桁におきまして、鋼材の腐食を防ぐため、劣化した塗装の塗り替え塗装を行うものでございます。契約金額24億9,104万9,000円、契約方法は総合評価落札方式による一般競争入札、契約相手方はI H I・横河・松田特定建設工事共同企業体で、代表者は株式会社I H I インフラシステム九州支店、構成員は株式会社横河ブリッジ福岡営業所と松田建設工業株式会社です。

以上で技術監理局所管議案の説明を終わります。よろしく御審議いただきまして御賛同賜りますようお願いいたします。

○委員長（森結実子君） 総務政策部長。

○総務政策部長 本日御審議いただきます都市戦略局所管の議案は、条例議案2件、補正予算議案1件の計3件でございます。

初めに、条例議案について、令和7年12月北九州市議会定例会議案により御説明いたします。

タブレットの130ページをお願いいたします。

議案第153号、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本議案は、一部の都市公園について、指定管理者が行う業務の範囲を拡大する等のため、関係規定を改めるものでございます。

タブレットの135ページから140ページにかけて、新旧対照表がございます。

改正内容は、有料公園について、にぎわいを創出し、施設運営を効率化するため、イベント開催に係る許可権限を指定管理者に移譲し、手続をワンストップ化するものです。また、競争性を確保するため、ひびき動物ワールド、旧安川邸及び夜宮公園駐車施設について、条件付公募から一般公募へ変更するものです。施行期日は令和8年4月1日としておりますが、旧安川邸及び夜宮公園駐車施設については令和9年4月1日、白野江植物公園については令和10年4月1日としております。

141ページを御覧ください。

議案第154号、北九州市平尾台自然の郷条例の一部改正について御説明いたします。

本議案は、北九州市平尾台自然の郷の指定管理者が行う業務の範囲を拡大する等のため、関係規定を改めるものです。

144ページから146ページにかけて、新旧対照表がございます。

改正内容は、平尾台自然の郷について、にぎわいを創出し、施設運営を効率化するため、イベント開催に係る許可権限を指定管理者に移譲し、手続をワンストップ化するものです。施行期日は、令和8年4月1日としております。

条例議案の説明は以上でございます。

次に、令和7年度補正予算議案です。

議案第185号、令和7年度北九州市一般会計補正予算のうち都市戦略局所管分について、令和7年度北九州市補正予算に関する説明書により御説明いたします。

なお、金額の説明は万円単位とさせていただきます。

33ページをお願いいたします。歳出予算でございます。

9款1項1目職員費の補正額7,227万円のうち、所管分は382万円で、人事委員会の勧告等に基づく給与改定や期末・勤勉手当の支給割合の変更等に要する経費でございます。

36ページをお願いいたします。

11款1項1目職員費の補正額24万円のうち、所管分は1,701万円で、こちらも人事委員会の勧

告等に基づく給与改定や期末・勤勉手当の支給割合の変更等に要する経費でございます。

51ページをお願いいたします。

続いて、繰越明許費です。下から5行目、9款5項1目都市計画総務費、北九州高速道路建設事業の翌年度繰越額は2億4,000万円で、関係機関との協議等に日時を要したため、事業費の一部を翌年度に繰り越すものでございます。

その下、旧小倉合同庁舎等跡地活用事業の翌年度繰越額は1億円で、関係者との調整等に日時を要したため、事業費の全額を翌年度に繰り越すものでございます。

以上で都市戦略局所管の議案の説明を終わります。よろしく御審議いただきまして御賛同賜りますようお願いいたします。

○委員長（森結実子君） 総務用地部長。

○総務用地部長 続きまして、都市整備局の所管議案について説明します。御審議いただきます議案は、一般議案1件及び補正予算議案3件です。

初めに、一般議案です。

令和7年12月北九州市議会定例会議案書により説明します。

タブレットの249ページをお願いします。

議案第167号、市道路線の認定及び廃止についてです。この議案は、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、市道路線の認定及び廃止を行うものです。

次のページをお願いします。

まず、新たに市道として路線を認定するものは、小倉南区の上石田32号線など14路線です。

次のページをお願いします。

路線を廃止するものは、若松区の有毛7号線など3路線です。

次に、補正予算議案について、令和7年度北九州市補正予算に関する説明書により説明します。なお、説明に当たりましては、目ごとに、金額は万円単位で御説明します。

まず、議案第185号、令和7年度北九州市一般会計補正予算のうち所管分です。

一般会計については、歳出予算の補正及び繰越明許費の追加及び変更です。

タブレットの33ページをお願いします。

歳出です。9款1項1目職員費、補正額7,227万円のうち、所管分は6,844万円で、給与改定等に伴い職員給与費を増額するものです。

次のページをお願いします。

9款4項2目河川改良費、補正額2,100万円は、令和7年8月大雨の激甚災害指定に伴う災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に要する経費です。

36ページをお願いします。

11款1項1目職員費、補正額25万円のうち、所管分はマイナス1,676万円で、給与改定等に伴う増額ですが、所管分につきましては人員減のため減額するものです。

51ページをお願いします。

次に、繰越明許費です。まず、繰越明許費を新たに追加するものです。目の欄の上から2番目、9款3項2目道路新設改良費、翌年度繰越額4,000万円は、国道211号第2工区の整備費について、その下、3目交通安全施設等整備費、翌年度繰越額1億2,300万円は、北九州小竹線ほか3路線の整備費について、その下、4目道路景観整備費、翌年度繰越額6,500万円は、黒崎岸の浦1号線ほか2路線の整備費について、その下、4項2目河川改良費、翌年度繰越額5億500万円は、江川ほか9河川の整備費について、3つ下、5項3目街路事業費、翌年度繰越額5億9,600万円は、戸畑枝光線ほか4路線の整備費について、その下、5目公園建設費、翌年度繰越額1億8,600万円は、瀬板の森公園ほか4公園の整備費について。次のページをお願いします。一番下、14款3項1目一般土木施設災害復旧費、翌年度繰越額3億900万円は、響灘緑地ほか3施設の整備費について、関係者、関係機関との協議等に日時を要したため、翌年度に繰り越すものです。

次のページをお願いします。

次に、9月議会で御承認いただいた繰越明許費の変更です。9款3項1目道路維持費の翌年度繰越額を、国道199号ほか8路線、5億1,600万円に変更するものです。

次に、議案第188号、令和7年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算について説明します。

土地区画整理特別会計については、給与改定等による歳入歳出予算の増額補正及び繰越明許費の追加並びに債務負担行為の追加です。

67ページをお願いします。

歳入です。5款1項1目繰越金、補正額3,476万円は、折尾土地区画整理事業及び旦過土地区画整理事業に係る令和6年度繰越金です。

次のページをお願いします。

歳出です。1款1項1目区画整理総務費、補正額3,476万円は、給与改定等に伴い職員給与費を増額するものです。

次のページをお願いします。

次に、繰越明許費です。表の一番下、1款1項2目区画整理事業費、翌年度繰越額の合計額は6億2,600万円で、折尾土地区画整理事業及び旦過土地区画整理事業において、関係者との調整等に日時を要したため、翌年度に繰り越すものです。

次のページをお願いします。

次に、債務負担行為を新たに追加するものです。旦過土地区画整理事業、限度額4億5,000万円は、旦過地区立体換地建築物の整備費です。

次に、議案第189号、令和7年度北九州市土地取得特別会計補正予算について説明します。

次のページをお願いします。

繰越明許費です。1款1項1目都市計画街路事業費、翌年度繰越額1億343万円は、戸畑枝光

線の事業用地先行取得において、2目道路新設改良費、翌年度繰越額3,018万円は、国道211号第2工区の事業用地先行取得において、関係者との調整等に日時を要したため、翌年度に繰り越すものです。

補正予算の説明は以上です。

以上で都市整備局関係議案の説明を終わります。よろしく御審議の上、御賛同いただきますようお願いいたします。

○委員長（森結実子君） 交通局次長。

○交通局次長 本日御審議いただきます交通局所管の議案は、条例議案1件、補正予算議案1件でございます。

初めに、条例議案につきまして、令和7年12月北九州市議会定例会議案書により御説明いたします。

タブレットの152ページをお願いいたします。

議案第156号、北九州市自動車事業使用料及び手数料条例の一部改正についてです。

この議案は、市営バスにおける一般乗合自動車の普通旅客運賃及び特殊旅客運賃の改定等を行うものです。

次のページをお願いいたします。

改定の内容につきまして、普通旅客運賃については、初乗り運賃を190円から240円に改定し、以降、全区間それぞれ50円の増に改定するものです。特殊旅客運賃は、全線1日旅客運賃の1日乗車券につきまして、大人700円を1,000円に、子供350円を500円に改定するものです。

なお、定期旅客運賃は、普通旅客運賃の改定に応じた金額といたします。

また、指定地域フリー敬老定期旅客運賃につきまして、現在発行しております75歳以上を対象としたふれあい定期に加え、70歳以上74歳の方を対象としたふれあい定期70を新設するものです。

次に、市営バス利用促進のため、新たに運賃の割引等を行うことができるものとします。具体的には、土日祝日及び夏休みなどの長期休暇に限り、小学生は無料、中学生及び高校生は1乗車当たり100円とするこどもミライ割を新設するものです。

次のページをお願いいたします。

施行期日は、令和8年3月28日とします。ただし、運賃の割引等のこどもミライ割につきましては公布の日とし、令和8年3月25日を予定しております。

タブレットの155ページ以降に新旧対照表を掲載しておりますので、御参照ください。

次に、補正予算議案につきまして、議案第191号、令和7年度北九州市交通事業会計補正予算について御説明いたします。補正予算書をお願いいたします。

タブレットの34ページをお願いいたします。

議案第191号、令和7年度北九州市交通事業会計補正予算第1号です。

これは、人事委員会の勧告等に基づく給与改定等の実施により、営業費用3,000万円を増額するものです。詳細は、令和7年度北九州市補正予算に関する説明書により説明させていただきます。

タブレットの76ページをお願いいたします。

令和7年度北九州市交通事業会計補正予算実施計画です。金額につきましては、万円単位とさせていただきます。

支出でございます。第1款自動車運送事業費、第1項営業費用のうち、1目運転費、9目運輸管理費、12目一般管理費の各費目の職員給与費につきまして、給与改定の実施により、合計3,000万円を増額するものでございます。

なお、77ページ以降に、補正予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表を掲載しておりますので、御参照ください。

以上で交通局所管議案の説明を終わります。よろしく御審議いただきまして御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（森結実子君） これより質疑に入ります。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質疑はありませんか。井上委員。

○委員（井上純子君） 私から何点か質問させていただきます。

まず、タブレットに入れているデータのありようなんですけど、条例改正のデータがどうしても、横長でデータがあって、どうタブレットをひっくり返しても私の顔の向きになくて、非常に首が痛くてデータが見にくいので、今後工夫していただきたいというのがまず1点あります。

それに伴いまして、条例改正の部分の内容が確認しづらかったので、教えていただきたいと思います。

都市公園、霊園、駐車場の設置及び管理に関する条例と、あと平尾台自然の郷の条例改正ですね。このあたり、恐らく指定管理事業者のイベント開催に関する権利の拡大ということなんですけれども、具体的にどの施設がどういった事業を見込んでの条例改正なのかというのが1点と、あと、言葉の中に、条件付公募から一般公募に変更したという説明がありまして、これがどの施設におけるものなのか、具体的に教えていただきたいというのがまず質問です。

あと、補正予算の分ですね。今回、今年の8月の大雨で被災した補修関係の予算が、農地林道災害復旧事業1億5,270万円、崖崩れ対策事業2,100万円とあるんですけれども、具体的な場所と、これで一旦市がすべき被災した部分の補修が完了するのか、まだ足りないのか、進捗を含め教えてください。以上、質問です。

○委員長（森結実子君） 緑政課長。

○緑政課長 指定管理がどのような施設でどのようなことを想定して条例改正に至ったかと

ということと、一般公募に移った施設について説明させていただきます。

まず、今回の対象は有料公園でございます、まずは到津の森公園、山田緑地、志井ファミリープール、響灘緑地、いわゆるグリーンパークでございます、ひびき動物ワールド、平尾台自然の郷、安川邸、白野江植物公園が対象となっております。

今回の権限移譲については、イベント等を行う際のイベントの許可の権限と、それに伴いますテント等の一時的な仮設物の占用許可の権限を指定管理に移譲いたします。

続いて、一般公募になった施設ということなのですが、これまで市では3か所条件付公募がございまして、到津の森公園とひびき動物ワールドと安川邸が条件付公募となっております。このうち、ひびき動物ワールドと安川邸を一般公募にいたします。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 河川整備課長。

○河川整備課長 補正予算のうち、8月の大雨の災害について、今回の補正で上げたもので全て市がやるべきものが終わるのかということについて御答弁させていただきます。

今回、都市整備局所管分につきましては、8月の大雨が国から激甚災害指定を受けたもので、この激甚災害指定を受けたことによって、民地の自然崖の崖崩れが、御説明でもありましたように、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業という国の補助メニューにのって来るようになりました。場所につきましては、若松区の2か所の民地の自然崖について復旧作業を市が行うというものでございます。今回補正に計上させていただいておりますのが、その測量、土質調査、設計費で、この調査の内容によりまして次に工事を行っていくということでございますから、令和8年度の当初予算に間に合うように調査等を進めていくということでございますので、これで終わりということではまだございませんというのが私の答弁でございます。以上です。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） 御説明ありがとうございます。

まず、被災の補修の件ですね。今回で終わりじゃなく、まずは測量の予算を補正で上げたということで、次のステップは当初予算ということで、まだ続くということを理解しました。ありがとうございます。

有料公園ですね。この資料だと、これはすごくいい見直しだと思っていまして、もっとこの魅力をこの資料以上に伝えられたらなと思うんですけど、有料公園も可能性があるからこそ事業者へどんどん権限を拡大していくというのはすごくいいなと思っているんですけど、ちなみに、簡単に言うとイベントの許可の手続が簡略化されるのかなという印象なんですけれど、あと、仮設物の権限を任せるといことなのですが、ちょっと気になるのが、よく、特にグリーンパークとかはいろんな施設がどんどん増えていたり、イベントも期間限定のものとかもいろいろ、プールとかいろんなイベント物も増えていっているんですけど、あれの責任、民間の所有物を設置する権限は、今がどうで今後どうなるのか、具体的に分ければ教えてください。

○委員長（森結実子君） 緑政課長。

○緑政課長 現在は、まず手続としましては、これはプールの事例でございましたのでプールでお話しさせていただきますと、プールはグリーンパークの自主事業でございますので、自分で企画して、まず市のほうに届出があって、指定管理の制度としては市で審査しております。その上で、そういうものを設置するに当たっては、若松区のまちづくり整備課のほうに設置とそういう行為をする許可の申請を行って許可を受けるというのが今の形でございます。

今後これがどうなるかといいますと、自主事業としての審査は今までどおり市で行って行くんですけども、まちづくり整備課にその行為の許可と設置の申請をすることなく、自分で申請して自分で許可を与えるような形となって事業が行われるという形になると思います。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） ありがとうございます。

民間の権限が増えるのとワンストップになることは一見いいなと思いつつも、市が全く把握することがないのか、何かあったときのリスクだけが気になるんですけど、事後でも何かしら、ワンストップとはいえ、どこかで確認するタイミングがあるのか、1点教えてください。

○委員長（森結実子君） 緑政課長。

○緑政課長 まず、自主事業なので、自主事業を行うに当たっては市のチェックといいますか、きちんと申請していただいていますので、そこでちゃんとチェックは入ります。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） ありがとうございます。自主事業としての把握があって、手続のところだけの簡略化ということで理解しました。ありがとうございます。

もう一点、条件付公募から一般公募に変更ということで、私は指定管理者制度全体として、そもそも条件付公募をできる限りなくしていくという方針を持っていますし、これを求めてきたので、一般公募に変わるということは大変うれしく思っています。ただ、今回、到津の森とひびき動物ワールドですね、昔はたしか響灘緑地全体を持たれていたかと思うんですけど、今の事業者によって華々しい発展を遂げて、大変うれしく、私は若松出身だからグリーンパークにすごく行っていた立場としては、この変化をすごくうれしく思っているんです。ただ、まだここが条件付公募で残ったというのが、たしか動物の管理とかだったと思うんですけど、グリーンパークの中にカンガルーのひびき動物ワールドがあって、でも事業者が違うことによって、ホームページの情報とか連携が少ないという。グリーンパークは盛り上がるのにいまいちひびき動物ワールドと連携しないというのが非常に前からもったいないなと思っていたので、ここの一元化の管理はできないのかなというのは以前から思っていました。そういった点においても、今後そういったいい動きもあるのかなと思うんですけど、ただ気になっていたのが、そのネックになっていたのが動物の管理のありようというところがあったと思うんで

すよ、到津の森公園もですね。これが条件付公募を外せると思った理由、ここについて教えてください。

○委員長（森結実子君） 緑政課長。

○緑政課長 令和6年度に、響灘緑地グリーンパークとひびき動物ワールドを一緒にして公募いたしましたところ、2者から応募がございました。ということを見ても、もう条件付が必要ないなということで、条件付を今回外させていただきました。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） ありがとうございます。もうまとめた契約になったということで、そこはよかったです。じゃあ合わせて一般でまとめるからこそ一般公募に変更したと。これは今回条件付から一般公募になったのは到津の森ではなく、ひびき動物ワールドだけですね。分かりました、ありがとうございます。ちなみに、今言われたように、特に1事業者にまとめたところで問題もトラブルも起きていないというふうに理解しました。

じゃあ加えて、安川邸ですね。安川邸に関しては、これまで条件付公募としてどの事業者でどういった理由で逆に条件付としていたのか、1つ教えてください。

○委員長（森結実子君） 緑政課長。

○緑政課長 安川邸でございますが、もともと安川邸がオープンしたときに、どうしても自主事業としてカフェのような飲食をやっていただきたいという思いがございまして、事前に飲食ができるかどうかの事前公募をさせていただきまして、その事前公募で選ばれた業者が条件付公募で応募できるという形を取らせていただきました。そして、現在カフェを運営しております、ああいう形でもやっていただけるなということの確証が取れましたので、今回、条件付公募を取らせていただきました。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） ありがとうございます。

一応今、条件付公募と言いながらも、事前公募の2段階制だったということで、安川邸のあのカフェはすごく評判がいいなと思っております、たしか安川邸も登録文化財ですかね。指定文化財ですか。

○委員長（森結実子君） 緑政課長。

○緑政課長 市の指定文化財でございます。

○委員長（森結実子君） 井上委員。

○委員（井上純子君） ありがとうございます。市の指定文化財だから、結構いろいろ触れない文化財で、デリケートな文化財だと思っているんですよね。松本邸と違って、指定になるといろいろと触れない、内装まで触りにくいとかあるんですけど、その割には、都市戦略局が持つ施設に関しては結構こういうカフェとか自主事業とか幅広くやってもらっているの、すごくいい取組だなと思っています。

加えて、ちょっと嫌な要望かもしれないんですけど、ぜひ都市ブランド創造局が持っている指定文化財とかも都市戦略局が持ってもらって、自主事業の活用という視点がなかなか都市ブランド創造局は進まなくて、たまたま今都市戦略局が持っている文化財に関してはこのようなユニークベニューが進むという何か複雑な結果があって、ですので、ぜひこういった、前田サロンのカフェはすごく評判がいいので、こういった文化財の環境の中でカフェを楽しめたり、人が滞留できる空間をつくっていくという取組をぜひ都市ブランド創造局に見せつけてほしいなと思います。以上、要望として、終わります。

○委員長（森結実子君）ほかにありませんか。佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君）議案153号、154号についてなんですけれども、指定管理者の裁量が拡大しますよということなので、今後、より民間の活力を生かすことができいくんだらうなと期待をする反面、ちょっと懸念するところもあって、特に物品の販売等の許可を指定管理者に与えるということですので、例えばキッチンカーの出店であったりとか、そういったところの裁量権を指定管理者が握るわけなんですよね。これって意外と大きな権限だと思っております、例えばそうなると、この指定管理者と利害関係のあるようなところが優先的に許可をもらうとか、そういうことで、なかなか新規に参入しにくくなったりとか、何かそういう公平性というか、その辺が担保されるのかなという懸念があるんですよ。

例えば、どうしてもこの公園のイベントに当たってキッチンカーを出店させたいからということで、その指定管理者、権限を持っているところに対して、例えばですけれどもお中元だったりお歳暮だったりとか金品、何かそういったものを贈ったりとか、そういうこともリスクとして出てくるのかなと考えるんですけれども、そういう例えば贈物を贈りましたとか特別扱いしてくださいねと、そんなことが行われたときというのは、法的、制度的に何か罰せられるようなことがあるのか、教えてください。

○委員長（森結実子君）緑政課長。

○緑政課長 今まで市で行ってきた許可基準を判断基準として、これから指定管理が判断を行うことになるので、そういった差別的な扱いは基本的にないと考えておりますということが1点と、法的にどうかということなんですけれども、まず指定管理がそういうことをやっていることが分かれば、次の指定管理の評価が下がることは間違いないと。指定管理評価をやっておりますので、そういった評価の中で下がっていくことは間違いないということでございます。以上です。

○委員長（森結実子君）佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君）今、そういうことが分かれば評価は下がるということなんですけど、それをチェックするような体制というか仕組みはないんですかね。それがばれたから評価が下がるんじゃないかと、そうならない仕組みをつくっていくことが大事だと思うんですけど。

○委員長（森結実子君）都市再生推進部長。

○都市再生推進部長 この許可の権限を指定管理者に移譲するという、いい半面もあれば、公平性の担保を御心配のこと、ごもっともだと思います。

指定管理業務全般に言えるんですけども、やはり私たちは公共施設を預けています。大事な公共施設を預けていますので、そこでしっかり管理業務をしていただくというところは常日頃から私たちも目を配っており、チェックをしております。そして、そういう意味では、やはり私たちも権限を預けている以上、私たちもこれからもより一層責任を持って臨まないといけないかなと思っていますので、そこら辺は常日頃の管理を見守りながらも、私たちも公平な目でチェックしていきたいと思っています。以上です。

○委員長（森結実子君） 佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） 日頃そうやってしっかりとチェックされているということなんですけど、例えばどのようなチェックをされているんでしょうか。

○委員長（森結実子君） 緑政課長。

○緑政課長 現在、指定管理から、年間を通していろいろな自主事業について必ず市に届出が来ます。その内容については、市できちんとチェックを行っております。そのほかにも、年間を通じてやり取りもやっておりますし、年2回は各所集まって意見交換の会など、きちんとやっております。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） ただ、やっぱり今言ったようなリスクというか懸念されることに対する対応がちょっとふに落ちないというか、十分じゃないんじゃないかなと思うんですけど、ちなみに、指定管理者が例えば出店の許可を出すと思うんですが、その許可の手続というのはどういうふうにするんですか。

○委員長（森結実子君） 緑政課長。

○緑政課長 現在まちづくり整備課で行っている許可申請とほぼ同じ形で行われることとなります。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） すいません、ちょっと僕分らないんで、よかったら、まちづくり整備課の許可というのはどんな感じでやっているのか。

○委員長（森結実子君） 緑政課長。

○緑政課長 例えばイベントの利用申請を提出された場合、まちづくり整備課が許可基準に合っているかどうかというところの審査を行っていきます。それで、許可基準に沿っていれば許可を出すという形になっております。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 佐藤委員。

○委員（佐藤栄作君） 何度も申し訳ないんですけど、許可基準はどんなものがあるんですか。

○委員長（森結実子君） 緑政課長。

○**緑政課長** 例えば、公序良俗に反しないであるとか、そういったような基準がございます。以上でございます。

○**委員長（森結実子君）** 佐藤委員。

○**委員（佐藤栄作君）** それ以外はないってことですね。

○**委員長（森結実子君）** 都市再生推進部長。

○**都市再生推進部長** 許可の在り方に関しましては、しっかり条例でうたい込まれているんですね。まず、大きな視点でいきますと、先ほど課長が申し上げましたように、公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあるもの、これは認められないってことですね。それから、有料施設ですので、有料施設の設置目的に反すること、それから、有料施設を傷つけること、これが大きな基準でございまして、それに付随して、これまでいろんなイベント、催物を許可しておりますけども、いろいろ事例を収集して私たちもストックしています。このレベルだったら皆様に喜ばれて、市民に開放すべきであろうと、そういうところで総合的には基準を定めておりまして、許可をしているところでございます。以上でございます。

○**委員長（森結実子君）** 佐藤委員。

○**委員（佐藤栄作君）** 何が言いたいかという、言葉を選ばずに言えば、指定管理者がそういう裁量を持つ、権限を持つということによって、例えばイベントのテキ屋の胴元みたいな感じで力を持ってしまって、その人をお願いしなきゃいけないし、その人に嫌われたら外れるかもしれないし、新規参入したくてもなかなか難しいよねと、そういうゆがんだ形になってほしくないんですよ。だから、やっぱり公平性とか透明性とかを担保してもらわないとなかなかというところがあるので、質問させていただいています。その辺をきちんと担保できるような改正にさせていただきたいと思いますので、今の私の意見に対して、意気込みでもいいんで、一言あったら聞かせてください。

○**委員長（森結実子君）** 都市戦略局長。

○**都市戦略局長** 委員の御指摘ごもっともだと思っております。実際、そういう形にならないようにするためにどうリスクヘッジしていくかというところになりますが、そこというのは指定管理を受託する会社のコンプライアンスというところにも関わってきます。これをすればそれがリスクヘッジできるというところは事前にはなかなか難しいと思っておりますが、ただ、だからといって、じゃあしょうがないよねということではなくて、そこはやっぱり日頃から指定管理者である事業者としっかりコミュニケーションを取りながら、市としての考え、そういうことは望ましくないんだということをその法人にもしっかり理解していただいてやっていくということになるのかなと思っております。今日委員から御指摘いただいた件を心に留めながらこれからやっていきたいと思っております。

○**委員長（森結実子君）** 佐藤委員。

○**委員（佐藤栄作君）** ありがとうございます。ぜひ市民が納得できるような形で透明性、公平

性を担保できるような仕組みをつくっていただきたいと思います。頑張ってください。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。山内委員。

○委員（山内涼成君） まず、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業についてですけれども、今年8月の大雨災害で、民地における崖崩れの復旧、これに対しての補正ということについて、これについて激甚災害指定前からあらゆる努力をしていただいたということに対して、まずは感謝をしたいと思います。

幸いにして、人的被害はなかったんですけれども、崖崩れの被災者というものはもうぼう然として、何から手をつけたらいいかということさえも分からない、判断できない状況に追い込まれるわけであります。崩れた土砂、この処理とか応急措置の対応、これは本当に部局をまたがることが多い。そこに手を尽くしていただいたと思います。大雨災害、これはもう毎年のように起こっておりますから、個別の被災者に対して部局横断で対応できる仕組みが私は必要だと今回改めて感じております。被災した段階から、各部局の統一した対応、これができる、その相談窓口の設置を今後検討していただきたいと思いますということを要望しておきます。

それから、交通局についてです。

今後の取組についてでありますけれども、利用者は平成28年度比で34%減少しております。公共交通利用者は、他に移動手段がない人が主に利用するというのを考えると、これは決してゼロにはならないということであります。こうしたいわゆる交通弱者に対していかに定期券を購入してもらうかということですから、そのために利便性を今後も追求をしていただきたいと思いますということ。

それから、運転者についてであります。

令和6年度比で10%増加をしておりますけれども、60歳以上の割合が約半数を占めている状況であります。これは将来を見据えて、若い世代の正規化が重要になります。ぜひ前向きに検討してほしいなと思います。

また、1勤務の勤務時間、これが長くなっている、拘束されているということが、運転手が集まらない原因の一つにもなっております。これを大幅に短縮するなどして働きやすくすれば、安全・安心も担保することになりますし、必然的に運転者も集まってくるのだらうと思います。大胆な改革も視野に入れて、今後頑張ってくださいと思います。

それからもう一点、令和8年春から運賃の改定は、利用者にとって大きな負担となります。方向性として、減便の一部解消、それから新規路線を大增便する、こどもミライ割、それからふれあい定期70等の丁寧な説明、これを利用者に対して行っていただくように私から要望をして、終わります。以上です。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。成重委員。

○委員（成重正文君） 繰越明許費のところで、交通安全施設等の整備費について1点だけ聞かせてください。

北九州小竹線、豊町のところの現在の進捗なんですけど、かなり時間がかかっていますので、これまで日時を要していると思うんですけど、その理由と、今後の整備の見通しと、今何%ぐらい事業が進んでいるのか、教えていただければと思います。

○委員長（森結実子君） 道路部長。

○道路部長 今回の繰越しに上げていますのは、交通規制を伴うことによりまして、その調整に時間を要して繰り越したということでございます。全体の整備については延長620メートルとそれなりに長い延長があり、あと、結構地形的にも難しいということもございまして、正確な数字は今把握しておりませんが、事業全体としては6割から7割程度は終わっているような状況になっています。その残りのところについては地形的にも非常に難しい部分であったりとか用地買収を伴うところもありますので、具体的に今の段階で何年までといったところは申し上げられるような状況ではありませんけども、できるところから、中でも、全体ではなくても部分的にやることで整備効果が現れやすいところとか、そういったところから優先してやっていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 成重委員。

○委員（成重正文君） かなりかかっていると思うんです。今回井上しんご議員が言ったみたいな河内の今後の開発もありますので、あの道路が広くなれば河内、田代もまた活性化できるんじゃないかと思えます。できる限り早く頑張っていただければと思います。よろしく願います。以上です。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。片山委員。

○委員（片山伊君） 返答はあれですけど、繰越明許費について、できるだけないほうが一番いいんですけども、関係者との日時の調整がうまくいかなかったという報告をしますよね。それだけで、そうなんか、しかし文章的には書けないと分かりますが、言葉では、何年、来年には解決しますよとか、何かつけてもらわんと、繰越明許をしました、関係者と日時が調整つきませんでしたで終わりになるとんよね。これはどうなんか、これはどうなんかと聞くつもりはありませんけど、大きな折尾であったり且過であったりすると、おおむね来年には格好をつけますとか、格好をつけますという言い方は行政はよくないか、解決しますとかという方法はありますか。ただそう言ったら、そうかそうかで終わってはいかんで、小さな物件については一々聞きませんが、大きな物件についてはやっぱり何か目標を決めてやらんと、繰越明許しました、そうかそうかで終わっちゃいけないので。

○委員長（森結実子君） 総務用地部長。

○総務用地部長 今の御質問に対する答弁ですが、今回いろいろ繰越明許費につきましても全体につきましても案件が多くありましたので、なるべく簡潔にと思ひましてこういった説明をさせていただきました。言葉が足りなかったというふうに御指摘を受けたと捉えておりますので、次には、ここまでが一応一つの区切りですというようなものについて、特に大きな事業、

注目を集めるような事業につきましては言葉を尽くしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 片山委員。

○委員（片山伊君） 分かりました。できるだけそういうふうに努めてください。

それからもう一個、この12月議会に、今言う話かどうか分かりませんが、まちづくり整備課のほうに草刈りを頼んだら、返答は全て、予算がありませんという返答がどうも出ておるようです。これは課長が言うたとか誰が言うたとかという話じゃないけど、やっぱり本庁として、まちづくり整備課のほうに、予算がありませんで断るんじゃないかと、どういうふうにいつまでに解決しますとか、何かそういう言葉を上手に返答しなさいという指示をしてほしいな。満足な予算をまちづくり整備課にやればいいけど、ある中でまちづくり整備課がやっているわけだから、そういう指示をね。課長は上手に返答したとしても、職員からすると、ぽっと言われたら、予算がないけんできませんで終わっているんよ。どうもその辺が市民に不評を買っ取るようだから、その辺はちゃんと対応するように、局長の指示でもいいし、これは答弁してくれとは言いませんけど、答弁したかったらしてもいいし、したくなかったらしないでも結構だけど、いずれにしても、そういうことが定着したらいかんから、そういうやり取りをまちづくり整備課のほうに流すようにしてほしいと思います。

○委員長（森結実子君） 答弁はいいですか。総務用地部長。

○総務用地部長 草刈りにつきましても、地域の皆さん、そしていろんな方々から御要望がまちづくり整備課にも来ているということは承知しております。私どもといたしましてもしっかりと対応してまいりたいと思っておりますので、この件について、またまちづくり整備課とも話をしていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（森結実子君） 片山委員。

○委員（片山伊君） 来年度の予算だけはしっかりつけてやってください、まちづくり整備課のほうに。というお願いを言うときます。

○委員長（森結実子君） ほかにありませんか。中島委員。

○委員（中島隆治君） 私から1点だけお尋ねしたいと思います。

今回、民地の崖崩れの復旧に関する補正予算ということで、激甚災害のおかげでこういった形で民有地に対する復旧作業ができるということで、大変うれしく思っておるところです。今回2,100万円ということでありますけれども、これ以上追加というか、危険な箇所としてここはやったほうがいいのかという場所についての追加の可能性というのはあるのでしょうか。

○委員長（森結実子君） 河川整備課長。

○河川整備課長 今、民地の崖崩れについて追加の可能性があるかということでお尋ねがありましたので、その件についてお答えします。

我々としては、8月の被災以降、調査を尽くしておりますので、これ以上はないと考えてお

ります。以上でございます。

○委員長（森結実子君）中島委員。

○委員（中島隆治君）分かりました。

この2,100万円というのは国のほうから決められた金額になるのでしょうか。

○委員長（森結実子君）河川整備課長。

○河川整備課長 現地の状況を我々技術職が見て、過去の例と照らし合わせて、このくらいの規模であるならばこのくらいの調査費用、測量費用、設計費用がかかるということを見積りいたしまして出しております。だから、国から指定があったというわけではなくて、適正な積算の見積りを基に算出した額でございます。以上でございます。

○委員長（森結実子君）中島委員。

○委員（中島隆治君）分かりました。ありがとうございます。

あと、別件で1点だけ要望なんですけれども、今回、市道認定と市道の路線の廃止の一覧を頂きました。八幡西区のところも結構多いですし、市道の廃止路線、私も前から要望していたところじゃないかなって思っているところもあるので、終わってからでいいので、場所を明確に教えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（森結実子君）ほかにありませんか。

ほかになければ、以上で議案の審査を終わります。

明日も午前10時に開会します。

本日は以上で閉会します。

都市戦略整備委員会 委員長 森 結実子 ㊞